

横浜市商店街組織持続化支援事業補助金交付要綱

全部改正 令和3年4月1日 経商第3137号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市商店街組織持続化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、商店会の活動及び組織が持続可能なものとなるよう支援し、もって商店街の活性化に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例によるほか各項に定めるところによる。

2 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。

3 「商店会」とは、市内に存する次に掲げる団体とする。

(1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された商店街団体

(2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された商店街団体

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体

(4) 前各号に準ずる任意の商店街団体

4 「区商店街連合会」とは、前項各号に規定する団体で構成する各区の連合組織とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象者は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 この要綱において、補助の対象となる事業及び経費は、別表2に掲げるものとする。

2 補助対象事業は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に行う事業とする。

3 国、県等から同趣旨の補助金を受ける場合は補助の対象外とする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 この要綱に定める補助率及び補助限度額は、別表3に定めるとおりとする。ただし、補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

(交付制限)

第6条 同一年度内に補助対象者が別表1の支援部門ごとに補助金の交付を受けることができる回数は1回とする。

2 同一年度内に補助対象者は、別表1の「若手育成支援部門」及び「ICT導入促進部門」を併用して補助金の申請をすることができる。また、「一般相談部門」を申請する補助対象者については、その他の支援部門を併用して、申請することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、「若手育成支援部門」において、「ア 事業実施支援」を申請する補助対象者が、事業実施のために「イ 相談等支援」を申請することが必要であると認められる場合は、同一年度内においても申請することができる。また、「一般相談部門」において、補助対象事業を併用して、申請することはできない。

4 この要綱に基づき、同一の補助対象者が申請する事業において、過去3か年度以内に当該補助金の交付を受けた事業と同様の内容で申請内容に新規性や工夫が認められない場合は補助の対象としない。ただし、一般相談部門の「ア 事務業務委託」については、この限りではない。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする商店会等は、商店街組織持続化支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、必要に応じて添付書類の省略や追加を求めることができるものとする。

(1) 事業概要書（第1号様式の2）

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し等）

(4) 若手育成支援部門「イ 相談等支援」及び一般相談部門「イ 経営等相談」、「ウ 実態

調査」については、依頼・委託先の「経歴」、「所持している国家資格」、「受託実績」、「講座内容」等のわかるもの

(5) 若手育成支援部門「ア 事業実施支援」の場合は、事業実施にあたる参加者の氏名及び年齢を記入した一覧表（以下「実施体制表」という。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、事業実施前に行うものとする。ただし、市長が認める特段の事由がある場合はこの限りでない。

3 補助金の交付申請は、別表1の支援部門ごとにそれぞれ行うものとする。

4 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度1月末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

5 第1項の規定により補助金の交付を受けようとする商店会等は、補助金の交付申請にあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、商店街組織持続化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、その旨を通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街組織持続化支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定をするにあたっては、第6条第5項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、当該交付申請の内容を審査し、適当と認められるときは、当該仕入控除税額を減額して決定するものとする。

5 市長は、前条第5項ただし書きの規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付すものとする。

(事業変更等の承認申請)

第9条 交付決定通知書の交付を受けた商店会等が、補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は速やかに商店街組織持続化支援事業変更等申請書（第4号様式。以下「変更等申請書」という。）を市長に提出し変更の承認を得なければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の変更等申請書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、商店街組織持続化支援事業変更等承認書（第5号様式）、不適当と認めた場合には、商店街組織持続化支援事業変更等不承認書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 商店会等が、補助金規則第9条の規定により申請の取下げをする場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に書面により市長に報告し、その指示に従わなければならない。ただし、市長が認める特段の事由がある場合はこの限りでない。

なお、この場合、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業実績報告書)

第11条 商店会等は、補助事業の完了後速やかに、商店街組織持続化支援事業実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて添付書類の省略や追加を求めることができるものとする。

(1) 実績概要書（第7号様式の2）

(2) 領収書等の写し

(3) 若手育成支援部門「イ 相談等支援」及び一般相談部門「イ 経営等相談」、「ウ 実態調査」で、外部専門家等を利用した場合は、外部専門家等による報告書

(4) 一般相談部門「ア 事務業務委託」の場合は、外部委託時に締結した契約書等の写し

- (5) ICT導入促進部門の場合は、レンタルの内訳（機種、台数、期間）等がわかるもの
 - (6) 若手育成部門「ア 事業実施支援」の場合は、写真等事業の実施状況がわかるもの
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により実績報告書を提出する商店会等は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定する。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された金額を上回ることができない。

- 2 市長は、補助金の額を確定したときは、商店街組織持続化支援事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により、その旨を通知する。

(補助金交付の請求)

第13条 商店街等は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街組織持続化支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 市長は補助金規則第10条及び第19条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合は、商店街組織持続化支援事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、商店街等に対し、その旨を通知する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の取消しによる補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 商店会等は、第11条第1項の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街組織持続化支援事業消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、全部改正前の横浜市商店街と個店の相談事業補助金交付要綱に基づき行った交付決定による交付等の手続等については、なお従前の例による。

別表1（第3条）補助対象者

支援部門	補助対象事業	補助対象者
(1) 若手育成支援部門	ア 事業実施支援	商店会 ただし、実施体制表の参加者のうち過半数が50歳未満の商店会会員とする。
	イ 相談等支援	商店会 ただし、「ア 事業実施支援」のために必要であると認められる場合に限り、申請できるものとする。
(2) ICT導入促進部門	ICT導入促進	商店会及び区商店街連合会
(3) 一般相談部門	ア 事務業務委託	商店会
	イ 経営等相談	商店会
	ウ 実態調査	商店会

別表2（第4条）補助対象事業及び補助対象経費

(1) 若手育成支援部門

補助対象事業	説明	補助対象経費
ア 事業実施支援	・次世代を担う人材が参画して行うイベント等 ・イベント等の内容が、市が指定するテーマに沿ったものであること	謝金、広報・印刷費、使用料（会場借上費等）、消耗品費、委託料
イ 相談等支援	外部専門家等による経営相談等の実施、研修等への参加	謝金、研修参加費（講習料、テキスト代）、委託料、使用料（会場借上費含む）

※ アのテーマは、年度ごとに市が別に定める。

(2) ICT導入促進部門

補助対象事業	説明	補助対象経費
ICT導入促進	商店街活動に関わる情報伝達、事業実施等の利便性を図るICT機器のレンタル（パソコン・タブレット端末のレンタル代、レンタル機器の接続及び通信環境整備に必要な周辺機器のレンタル代）及びそれに付随する手続にかかる費用	使用料（機器レンタル料、システム使用料）、配送料、委託料（設置費、データ消去費等）

※ 申請前に、市が派遣するICTの活用を支援するアドバイザーによる助言・講習を受けること。

(3) 一般相談部門

補助対象事業	補助事業	補助対象経費
ア 事務業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会準備及び資料、議事録作成等の事務局支援 ・チラシ、会報誌等の情報発信のための配布物作成支援 ・各種申請書・報告書等の作成補助 ・商店会が主催又は共催するイベント等の手伝い ・その他市長が必要と認める事務局支援 	委託料
イ 経営等相談	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家等による経営相談等の実施、研修への参加 	謝金、委託料、使用料（会場借上費等）、研修参加費（講習料、テキスト代）
ウ 実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業立案等のために行う外部専門機関による実態調査 	委託料

※各個店に係る業務については補助の対象としない。

※申請団体に所属していないことかつ法人格を有している市内事業者への外部委託のみ補助の対象とする。なお、専従の事務職員がいる商店会が実施する場合は補助の対象としない。

別表3（第5条） 補助率及び補助限度額

支援部門	補助対象事業	補助率	補助限度額
(1) 若手育成支援部門	ア 事業実施支援	1 / 2	30 万円
	イ 相談等支援	2 / 3	40 万円
(2) ICT導入促進部門	ICT導入促進	2 / 3	15 万円
(3) 一般相談部門	ア 事務業務委託	1 / 2	20 万円
	イ 経営等相談	2 / 3	20 万円
	ウ 実態調査	2 / 3	40 万円

商店街組織持続化支援事業補助金交付申請書

(申請先)

横 浜 市 長

申請者 氏

住 所

団 体 名 等

役 職 等

代表者氏名

(TEL :)

商店街組織持続化支援事業補助金の交付を受けたいので、横浜市商店街組織持続化支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請する支援部門（該当するものに○を付けてください。）

若手育成支援部門 I C T導入促進部門 一般相談部門

2 補助金交付申請額

¥ _____ . ____

※1,000円未満切捨て

3 添付書類

(1) 事業概要書（第1号様式の2）

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し

（1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し等））

(4) 若手育成支援部門「イ 相談等支援」及び一般相談部門「イ 経営等相談」、「ウ 実態調査」については、依頼・委託先の「経歴」、「所持している国家資格」、「受託実績」、「講座内容」等のわかるもの

(5) 若手育成支援部門「ア 事業実施支援」の場合は、実施体制表

(6) その他市長が必要と認める書類

事業概要書

1 補助事業名	事業実施支援	相談等支援	ICT 導入促進
	事務業務委託	経営等相談	実態調査
2 実施予定期間	年 月	～	年 月
3 事業の内容	①目的		
	②実施内容 ・過去3年度以内に同じ支援部門を利用している場合には、新規性についても記入してください。		
	③期待する効果		

※以下は部門別に記載

若手育成支援部門	ア 事業実施支援 テーマ	
	イ 相談等支援 ・外部専門家等の名前 ・参加する研修の名称	
ICT 導入促進部門	レンタル機器の種類	
	レンタルする台数	
一般相談部門	ア 事務業務委託 商店会専従の事務職員の有無 (該当するものを○)	有 ・ 無
	イ 経営等相談 ウ 実態調査 ・外部専門家等の名前	

4 収支計画

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	内容備考
会費		通常会費充当 () 臨時会費徴収 () その他 ()
補助金		
その他 ※		
合計		

※当該事業の広告費等収入がある場合は「その他」に記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

項目及び内容	金額 (税込・税抜)	※横浜市記入欄	
		補助対象額	補助対象外額
委託料			
配送料			
専門家謝金			
使用料			
研修参加費			
広報・印刷費			
消耗品費			
広告費等収入による控除額		△	
計			

※記入できない場合は、一覧表を作成してください。

※補助対象経費については、内容を確認させていただき対象とならない場合があります。

※当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

―― ―――
< 審査欄：記入不要 >

(単位：円)

	補助対象額	補助率	交付決定額	備考
審査額		1 / 2		
		2 / 3		
計				

第 年 月 号
年 月 日

様

横浜市長

印

商店街組織持続化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました商店街組織持続化支援事業補助金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

担 当：
TEL：
FAX：

年 月 日

商店街組織持続化支援事業変更等申請書

(申請先)

横 浜 市 長

申請者 千
住 所
団 体 名 等
役 職 等
代表者氏名

(TEL :)

年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けた商店街組織持続化支援事業補助金については、次のとおり事業内容の変更等（変更・中止・廃止）をしたいので、商店街組織持続化支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 内 容

内 容		
理 由		
	変 更 等 前	変 更 等 後
事業費 <small>(見積書等の金額)</small>	円	円
補助金申請額	円	円
事業実施予定時期	(~ 年 月 年 月)	(~ 年 月 年 月)
その他の変更項目		

2 添付書類

- (1) 商店街組織持続化支援事業補助金交付決定通知書（写）
- (2) （変更・中止・廃止）を決定する総会等の議事録の写し
- (3) その他関係書類

第 年 月 日
年 月 日

様

横浜市長

印

商店街組織持続化支援事業変更等承認書

年 月 日に申請がありました商店街組織持続化支援事業の変更等（変更・中止・廃止）については、次の条件を付して承認することに決定しましたので通知します。

1 承認した変更等の内容

2 条 件

担 当 :

TEL :

FAX :

第 年 月 日
年 月 日

様

横浜市長

印

商店街組織持続化支援事業変更等不承認書

年 月 日に申請がありました商店街組織持続化支援事業の変更等（変更・中止・廃止）については、承認しないことに決定しましたので通知します。

1 不承認理由

担 当：

TEL：

FAX：

商店街組織持続化支援事業実績報告書

（申請先）
横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名 等
役 職 等
代表者氏名

（TEL : _____）

年 月 日 号で補助金交付決定を受けた商店街組織持続化支援事業補助金について、横浜市商店街組織持続化支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて事業実績を報告します。

1 支援部門（該当するものに○を付けてください。）

若手育成支援部門 I C T 導入促進部門 一般相談部門

2 補助金交付確定申請額

¥ _____ . -

3 添付書類

- (1) 実績概要書（第7号様式の2）
- (2) 領収書等の写し
- (3) 外部専門家等を利用した場合その報告書（若手育成、一般相談）
- (4) 契約書等の写し（若手育成、一般相談）
- (5) 請求内訳書等レンタルの内訳（機種、台数、期間）等がわかるもの（I C T）
- (6) 写真等事業の実施状況がわかるもの（若手育成）
- (7) その他市長が必要と認める書類

実績概要書

<p>1 補助事業名</p>	<p>事業実施支援 相談等支援 ICT導入促進 事務業務委託 経営等相談 実態調査</p>
<p>2 実施期間</p>	<p>年 月 日 ～ 年 月 日</p>
<p>3 事業の内容</p> <p>①実施内容</p> <p>②効果・今後の展開</p> <p>③課題・問題点</p>	

4 事業経費

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	内容備考
会費		通常会費充当 () 臨時会費徴収 () その他 ()
補助金		
その他 ※		
合計		

※当該事業の広告費等収入がある場合は「その他」に記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

項目及び内容	金額 (税込・税抜)	※横浜市記入欄	
		補助対象額	補助対象外額
委託料			
配送料			
専門家謝金			
使用料			
研修参加費			
広報・印刷費			
消耗品費			
広告費等収入による控除額		△	
計			

※記入できない場合は、一覧表を作成してください。

※補助対象経費については、内容を確認させていただき対象とならない場合があります。

※当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

――
< 審査欄：記入不要 >

(単位：円)

	補助対象額	補助率	交付決定額	備考
審査額		1 / 2		
		2 / 3		
計				

第 年 月 日

様

横浜市長 印

商店街組織持続化支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました商店街組織持続化支援事業補助金については、次の条件を付して交付することを確定しましたので通知します。

1 商店街組織持続化支援事業補助金

交付確定額 ￥ _____ . -

2 交付の条件

- (1) この補助金は、商店街組織持続化支援事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街組織持続化支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 11 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (4) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、又は報告を求めることがあります。

3 補助金の交付時期

貴団体からの適法な請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

4 本件関係書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存してください。

担 当 :
TEL :
FAX :

年 月 日

商店街組織持続化支援事業補助金交付請求書

(請求先)
横 浜 市 長

請求者 印

住 所

団 体 名 等

役 職 等

フリガナ

代表者氏名

印

(TEL :)

年 月 日 第 号で補助金交付額確定通知のありました商店街組織持続化支援事業補助金を請求します。

補助金請求額 ￥ . 一

補助金振込先金融機関

金融機関の名称 銀 行 信用金庫		支店等の名称 支 店 出張所	
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

* 請求者と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団 体 名 等

役 職 等

代表者氏名

印

第 年 月 日

様

横浜市長 印

商店街組織持続化支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定しました商店街組織持続化支援事業補助金については、次の理由により補助決定の（全部・一部）を取り消すこととしましたので通知します。

1 取消の理由

担 当：
TEL：
FAX：

年 月 日

商店街組織持続化支援事業消費税仕入控除税額報告書

(提出先)
横 浜 市 長

報告者 〇
住 所
団 体 名 等
役 職 等
フリガナ
代表者氏名

(TEL :)

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた横浜市商店街組織持続化支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

(単位：円)

1	補助金の額 (補助金交付額確定通知書の金額)	
2	補助金の確定時における 消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る 消費税等仕入控除税額 (B)	
4	補助金返還相当額 (B - A)	